

【添付資料】

別添 1 植物品種保護に関するインドネシア共和国法律

別添 2 植物品種保護権出願手続き

別添 3 植物品種保護権出願様式

別添 4 新品種の説明書様式

別添 5 園芸種子輸出入許可申請フロー

別添 6 園芸品種登録手続き

別添 1

植物品種保護に関するインドネシア共和国法律

2000 年第 29 号

全能の神の恵みとともに

インドネシア共和国大統領

考慮：

- a. インドネシア共和国は農業国であり、先進的、効率的及び強固な農業が国家開発目標の達成に重要な役割を持っていること；
- b. 先進的、効率的及び強固な農業を構築するためには特に優良な品種の供給によって支援される必要があること；
- c. 植物育種の主要な材料である遺伝資源は、種子産業の成長を促進するために関連するいかなる当事者をも損なうことなく、優良作物品種を得るためにできる限り保全され、利用される必要があること；
- d. 新しい優良品種の育成において植物育種の活動を実施するための個人や法人の関心と参加を向上させるため、育種家又は植物品種権所有者に対し一定の権利と十分にそれらの権利の法的保護を与える必要があること；
- e. 国際条約に従い、植物品種の保護が法律で規定される必要があること；
- f. a, b, c, d 及び e の考慮に基づいて、植物品種の保護について法律の中で規定される必要があると考えられること。

想起：

- 1. 1945 年インドネシア共和国憲法第 5 条（1）、第 20 条（1）及び第 33 条
- 2. 1997 年の法律第 13 号（1997 年官報第 30 号、官報補足第 3680 号）により改正された特許に関する 1989 年法律第 6 号（1989 年官報第 39 号、官報補足第 3398 号）
- 3. 植物栽培システムに関する 1992 年法律第 12 号（1992 年官報第 46 号、官報補足第 3478 号）
- 4. 生物多様性に関する国際連合条約の批准に関する 1994 年法律第 5 号（1994 年官報第 41 号、官報補足第 3556 号）
- 5. 世界貿易機関を設立する協定の批准に関する 1994 年法律第 7 号（1994 年官報第 57 号、官報補足第 3564 号）
- 6. 生活環境の管理に関する 1997 年法律第 23 号（1997 年官報第 68 号、官報補足第 3699 号）
- 7. 林業に関する 1999 年法律第 41 号（1999 年官報第 169 号、官報補足第 3888 号）

インドネシア共和国国民議会

及び

インドネシア共和国大統領

の間の相互の合意により、

決定する：

制定：植物品種保護に関する法律

第 I 章 総則

第 1 条

本法では次のように定義する。

1. 植物品種保護（以下、「PVP」という）とは、植物育種活動を通じて育成者によって生み出される植物品種に対して、政府に代表され植物品種保護事務所によって実施される、国によって与えられる特別な保護をいう。
2. 植物品種保護権とは、育成した品種を自ら利用するか又は一定の期間他の個人又は法人に利用の同意を与える、育成者及び/又は植物品種保護権所有者に対して国によって与えられる特別の権利をいう。
3. 植物品種（以下、「品種」という）とは、少なくとも 1 の形質によって同じ種類又は種に属する他の植物から区別され、繁殖しても変化しない、植物の形態、植物の生長、葉、花、果実、種子、遺伝子型又は遺伝子型の組合せによって特徴づけられる、一定のグループである。
4. 植物育種とは、新品種を育成し、育成された品種の種子の純度を維持するための標準的な方法により、品種の研究及び試験活動、又は発見及び開発の一連の活動をいう。
5. 植物の育成者（以下、「育成者」という）とは、植物の育種を行う者をいう。
6. 植物品種保護コンサルタントとは、植物品種保護事務所の植物品種保護のためのコンサルタントのリストに記録されている個人又は法人をいう。
7. 植物種子（以下、「種子」という）とは、植物の増殖及び/又は繁殖のために利用される植物及び/又はその一部をいう。
8. 審査植物品種保護審査官は、大臣によって任命された専門性に基づく公務員であり、実体審査を実施し及び植物品種保護権の出願に勧告を与えることを職務とする。
9. 植物品種保護事務所とは、植物品種保護の分野で業務と権限を実施する省の組織単位をいう。
10. 大臣とは、農林水産大臣をいう。
11. 省とは、農業省をいう。

12. 優先権とは、同じ植物品種の植物品種保護権の出願を他の国で申請した後で、インドネシアで植物品種保護権の出願を申請する個人又は法人に与えられる権利をいう。
13. ライセンスとは、植物品種保護権の全部又は一部を利用するために他の個人又は法人に対し植物品種保護権の所有者によって与えられる許可をいう。
14. 強制ライセンスとは、地方裁判所の決定に基づいて出願者に対し植物品種保護権の所有者によって与えられるライセンスをいう。
15. ロイヤリティとは、ライセンスの付与に関し植物品種保護権の所有者に与えられる経済的な価値の補償をいう。
16. 植物品種保護公表リストとは、植物品種保護の管理のすべての段階及び活動による公式記録のリストをいう。
17. 植物品種保護公報とは、公共の利益のために植物品種保護事務所により定期的に発行される公式のコミュニケーションメディアの情報をいう。

第 II 章 植物品種保護の範囲

第 1 節 植物品種保護を付与することができる植物の品種

第 2 条

- (1) PVP を付与することのできる品種は、新規性、区別性、均一性及び安定性があり、かつ名称を付与された種類又は種である。
- (2) 品種は、当該品種からの繁殖材料又は収穫物がインドネシアでまだ販売されたことがない又はすでに販売されているが 1 年を超えない、又は、すでに外国で一年生植物については 4 年間及び多年生植物については 6 年を超えずに販売されている場合に、新規性があると認められる。
- (3) 品種は、PVP 権の出願の受理時に、その存在が既に一般に知られていた他の品種と明確に区別される場合に、区別性が認められる。
- (4) 品種は、異なる栽培方法及び環境の結果として変化しても、当該品種の主要な又は重要な形質が均一であると証明される場合に、均一性があると認められる。
- (5) 品種は、繰り返し栽培された後で特性に変化がみられない、又は、特別の繁殖周期を通じて繁殖されるものについて当該周期の終わりに変化がみられない場合に、安定性があると認められる。
- (6) 次に定めるところにより、PVP を与えられることのできる品種は、その後の当該品種の名称となる命名をされなければならない。
 - a. 保護が終了したときでも続けて用いられることのできる当該品種の名称；
 - b. 命名は、品種の特性に混乱をもたらしてはならない；
 - c. 品種の命名は、PVP 権の出願者によって行われ、PVP 事務所で登録され；